

川越市地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)について

妊娠がわかったら・・

利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、母子保健コーディネーター（助産師等）を配置し、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する事業。（子ども子育て支援法第59条第1号による）

妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、妊婦一般健康診査14回分及び子宮頸がん、HIV、クラミジア、HTLV-1等の検査費用の助成を行う事業。助成内容は県内市町村同一で実施している。（母子保健法第13条第1項による）

乳児家庭全戸訪問事業

（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問事業）
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）。（児童福祉法第6条の3第4項による）

親子の交流や相談については・・

利用者支援事業（基本型）

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。（子ども子育て支援法第59条第1号による）

地域子育て支援拠点事業

子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援するため、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座の実施などを行う事業。（児童福祉法第6条の3第6項による）
対象児童年齢・・・0歳から概ね3歳未満

子育てが困難になった時・・

子育て短期支援事業

○トワイライトステイ事業：保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第3項による）対象児童年齢・・・3歳から9歳
○ショートステイ事業：保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第3項による）対象児童年齢・・・3歳から9歳

養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業。（児童福祉法第6条の3第5項による）

子どもの預け先については・・

未就学児・・

保育コンシェルジュ 利用者支援事業（特定型）

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。
(子ども子育て支援法第 59 条第 1 号による)

時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性に応じて、保育標準時間（1 1 時間）・保育短時間（8 時間）の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業（延長保育事業）。(子ども子育て支援法第 59 条第 2 号による)
対象児童・・小学校就学前子ども

在園児や緊急時・・

一時預かり事業（幼稚園等）

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業（幼稚園における一時預かり・預かり保育事業）。(子ども子育て支援法第 59 条第 2 号による)
対象児童年齢・・主に 3 歳から 5 歳

小学生の放課後・・

放課後児童健全育成事業 （学童保育事業）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業（学童保育事業）。(児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項による)対象児童・・小学生

放課後児童健全育成事業 （民間放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業（民間放課後児童クラブ）。(児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項による)対象児童・・小学生

一時預かり事業（保育所等）

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業（保育所等における一時預かり・一時的保育事業）。(児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項による)
対象児童年齢・・主に 0 歳から 5 歳

病気やサポートが必要になった時・・

病児保育事業等

○病児保育事業：児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。(児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項による)対象児童年齢・・生後 2 か月から小学校 3 年生まで
○緊急サポートセンター事業：緊急時や病児・病後児及び宿泊を伴う対応を実施し、ファミリー・サポート・センターを補完する事業として、平成 26 年度から緊急サポートセンター事業（病児・緊急対応強化型事業）を開始した。対象児童年齢・・概ね 0 歳から小学 6 年生

ファミリー・サポート・センター事業

地域において、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）又はその両方を希望する人（依頼提供会員）との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。(児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項による)対象児童年齢・・概ね 0 歳から小学 6 年生

実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、生活保護受給世帯等の児童の教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等、施設からの保育料以外の実費徴収額に対し、補足給付を行う事業。(子ども子育て支援法第 59 条第 3 号による)

事業名	実績等	令和元年度の方向性	R1 予算額	担当課
利用者支援事業(基本型)	<p>子育て支援センター広場、相談室、電話相談、出張支援等子育て親子の身近な場所で子育てに関する様々な相談を受け、把握した個別ニーズに合わせて支援を実施した。</p> <p>平成28年度年間開室日数：243日 相談件数：487件 平成29年度年間開室日数：244日 相談件数：850件 平成30年度年間開室日数：244日 相談件数：976件</p> <p>周知活動：広報・子育てガイドマップ・公式ホームページへの掲載・周知用パンフレット（A4リーフレット、しおり型リーフレット）の配布。</p>	<p>引き続き事業内容や利用方法などについて様々な媒体を活用して周知を図っていく。子育て家庭の身近な場所で、子育ての悩み、制度・助成に関することなど様々な相談に応じることで子育ての不安感や孤立感の解消を図る。個別のニーズに合わせて施設やサービス等の情報を提供し、円滑に利用できるようサポートすることで、川越市の子育て支援の資源が子育て家庭に浸透するよう努める。また、より適切な支援を提供するため関係機関との連携強化を図る。</p>	153千円	こども育成課
利用者支援事業(特定型)	<p>平成30年度 相談件数750件（平成29年度 相談件数598件 前年度より152件増）</p>	<p>平成28年度より、保育コンシェルジュとして保育課窓口職員を配置し、平成28年6月1日から事業を実施している。引き続き、保育を希望される方からの入園に関する相談を受け、個別のニーズに合った施設や保育サービスの情報提供を行うとともに、公式ホームページ等で事業の周知を図る。</p>	1,920千円	保育課
利用者支援事業(母子保健型)	<p>総合保健センターでの妊娠届出時に面接を実施し、妊婦の状況把握を行っている。また、その他の場所での妊娠届の際にはアンケートを実施し、不安等の記載のある方に電話での相談支援を実施した。継続して支援が必要と考えられる方に対しては、ケアプランを作成し、支援を行っている。</p> <p>平成28年度：面接支援114件、電話支援延2,170件、ケアプラン作成19件 平成29年度：面接支援214件、電話支援延2,630件、ケアプラン作成387件 平成30年度：面接支援392件、電話支援延3,467件、ケアプラン作成685件</p>	<p>事業内容などについて広く周知を図っていく。また、妊娠届出等の機会をとらえて妊産婦の状況を把握し、必要なサービスの情報提供を行い、関係機関とも連携を強化していく。令和2年度から母子保健コーディネーターを増員し、西口福祉総合相談ステーションにおいても事業を実施し、相談支援体制の拡充が図れるよう体制を整備していく。</p>	11,054千円	健康づくり支援課
時間外保育事業	<p>延長保育を実施した民間保育所等32園（補助金対象となった分園1園を含む）に対し、補助金を交付した。総交付額31,961,489円。また、公立保育園20園において、時間外保育事業を実施した。</p>	<p>今年度開園した保育園等も含め、引き続き実施する。</p>	38,410千円	保育課
放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度入室児童数2,708人（待機児童0人） ・4学童保育室で小学校の教室を活用し、専用面積の増加を図った。 ・小学校4校で放課後の特別教室を学童保育用スペースとして活用した。 ・老朽化した設備、備品等の修繕を行った。（32室142件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入室要件を満たした児童を受け入れる。引き続き待機児童0人を目標とする。 ・余裕教室等を活用し、学童保育室に改修することにより、専用面積の増加を図る。 ・学童保育室運営管理63,950千円 ・臨時職員賃金（学童保育室）635,994千円 ・学童保育室整備45,479千円 	745,423千円	教育財務課

<p>放課後児童健全育成事業(民間放課後児童クラブ)</p>	<p>平成 28 年度開始事業 平成 28 年度 延登録児童数 446 人 (うち 1 年 113 人、2 年 124 人、3 年 99 人、4 年 86 人、5 年 24 人、6 年 0 人) 延利用人数 6,678 人、開所日数 293 日 平成 29 年度 延登録児童数 376 人 (うち 1 年 53 人、2 年 81 人、3 年 116 人、4 年 72 人、5 年 48 人、6 年 6 人) 延利用人数 5,321 人、開所日数 293 日 平成 30 年度 延登録児童数 489 人 (うち 1 年 216 人、2 年 48 人、3 年 57 人、4 年 60 人、5 年 72 人、6 年 36 人) 延利用人数 6,895 人、開所日数 292 日</p>	<p>平成 28 年度から 1 箇所を開始。引き続き国・県や法人と密に連絡を取りつつ、児童の健全な育成に資するよう事業を実施していく。</p>	<p>6,175 千円</p>	<p>こども育成課</p>
<p>子育て短期支援事業</p>	<p>●トワイライト事業：ショートステイ事業とともに社会福祉法人の施設 1 か所に委託し、事業を実施した。 平成 28 年度 利用世帯 9 世帯 10 人 利用者数延べ 317 人 平成 29 年度 利用世帯 13 世帯 17 人 利用者数延べ 349 人 平成 30 年度 利用世帯 8 世帯 11 人 利用者数延べ 466 人 ●ショートステイ事業：トワイライト事業とともに社会福祉法人の施設 1 か所に委託し、事業を実施した。 平成 28 年度 利用世帯 6 世帯 7 人 利用者数延べ 42 人 平成 29 年度 利用世帯 7 世帯 9 人 利用者数延べ 47 人 平成 30 年度 利用世帯 7 世帯 7 人 利用者数延べ 46 人</p>	<p>平成 30 年度に引き続き支援を行っていくとともに、広報やホームページなどを活用することで当事業を必要とする世帯への周知を図る。</p>	<p>8,051 千円</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>平成 28 年度 2,589 件 (93.4%) 平成 29 年度 2,553 件 (94.5%) 平成 30 年度 2,445 件 (96.1%)</p>	<p>事業について、及び出生連絡票提出について、関係機関へ引き続き周知を図っていく。さらに、母子保健コーディネーターが個別に連絡する際や妊婦対象の事業の際にも事業の周知を図り、引き続き実施していく。</p>	<p>10,889 千円</p>	<p>健康づくり支援課</p>
<p>養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業</p>	<p>育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門的支援を行う相談員等が訪問し事業を実施した。 平成 28 年度 専門相談訪問世帯 16 人、育児・家事援助実施世帯 13 人、要保護児童等 455 人 平成 29 年度 専門相談訪問世帯 14 人、育児・家事援助実施世帯 13 人、要保護児童等 540 人 平成 30 年度 専門相談訪問世帯 13 人、育児・家事援助実施世帯 9 人、要保護児童等 689 人</p>	<p>関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図り、出生後早期の相談支援を行うとともに、ニーズの把握に努め、要保護児童対策地域協議会において、対応を検討していく。</p>	<p>2,636 千円</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>平成 30 年度は子育て支援センターや法人保育園等 (20 箇所) を含む 24 箇所を実施。 全施設での述べ利用人数は以下のとおり。 平成 28 年度 (23 箇所) 98,200 人 平成 29 年度 (24 箇所) 94,469 人 平成 30 年度 (24 箇所) 90,815 人</p>	<p>利用者数の増加に努めるとともに、施設の質の向上を図る。また、目標値である 25 箇所での開設に向けて検討を行う。</p>	<p>146,784 千円</p>	<p>こども育成課</p>

<p>一時預かり事業(幼稚園等)</p>	<p>●一時預かり事業(幼稚園型):川越市在住園児が在園し、一時預かりを利用した市内認定こども園3園及び市外の認定こども園等7園に対し、補助金を交付した。 平成28年度 延べ利用者数8,013人日、総交付額:3,952,000円 平成29年度 延べ利用者数9,458人日、総交付額:5,892,220円 平成30年度 延べ利用者数10,573人日、総交付額:10,405,020円 ●預かり保育補助金:市内の、預かり保育を実施している私立幼稚園27園に対し、1日当たりの平均利用者数により補助金額を算出、補助金を交付した。 平成28年度 延べ利用者数124,032人日、総交付額:127,510,000円 平成29年度 延べ利用者数146,676人日、総交付額:127,239,437円 平成30年度 延べ利用者数158,729人日、総交付額:135,918,246円</p>	<p>●一時預かり事業(幼稚園型):市内認定こども園6園(予定)及び市外認定こども園8園(予定)の利用者に対し、引き続き実施する。また、国の交付要綱改正に伴い、単価等を改正して実施する。予算額:24,000千円。 ●預かり保育補助金:新制度の一時預かり事業とバランスをとりながら、適正に補助金を交付する。予算額:131,910千円。</p>	<p>155,910千円</p>	<p>保育課</p>
<p>一時預かり事業(保育所等)</p>	<p>一時預かりを実施した市内の民間保育所等17園に対し、補助金を交付した。総交付額:73,073,000円 また、公立保育園5園において一時預かりを実施した。</p>	<p>窓口での案内やホームページ等で周知をはかりつつ引き続き事業を実施していく。</p>	<p>80,830千円</p>	<p>保育課</p>
<p>病児保育事業等</p>	<p>●病児保育事業 病児・病後児保育実施施設:3箇所 病後児保育実施施設:1箇所 利用者数平成28年度:1,081人 平成29年度:1,091人 平成30年度:967人 ●緊急サポートセンター事業 平成28年度 利用会員50人 利用会員256人 活動回数416回 平成29年度 利用会員51人 利用会員333人 活動回数166回 平成30年度 利用会員57人 利用会員428人 活動回数146回</p>	<p>広報掲載や保育所・学童保育室・市民センター等を通じ、潜在的利用者への周知を図り、仕事と子育ての両立支援を図る。 ●病児保育事業:予算額40,511千円 ●緊急サポートセンター事業:予算額1,962千円</p>	<p>42,473千円</p>	<p>こども育成課</p>
<p>ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>平成28年度 提供会員532人 依頼会員1,488人 依頼提供会員80人 活動回数8,768回 平成29年度 提供会員500人 依頼会員1,477人 依頼提供会員71人 活動回数9,167回 平成30年度 提供会員522人 依頼会員1,458人 依頼提供会員63人 活動回数9,271回</p>	<p>平成30年度も平成29年度に引き続き、登録はあるが過去に活動及び利用実績のない会員等について整理を行ったため、会員数は減ったが、活動回数は平成29年度比で104回、約1.1%増加した。令和元年度も委託先と連携して適正な会員の管理に努めるとともに、仕事を持つ保護者等が安心して事業を利用でき、更に活動回数増が図れるよう委託先と協力して事業を推進していく。</p>	<p>11,599千円</p>	<p>こども育成課</p>
<p>妊婦健康診査</p>	<p>妊婦一般健康診査実施件数(1~14回分延べ件数) 平成28年度 32,821件(うち償還払い1,025件) 平成29年度 32,091件(うち償還払い881件) 平成30年度 30,522件(うち償還払い862件)</p>	<p>母子手帳交付時に併せて助成券を交付し、助成についての説明を行っており、順調に事業を進められている。今後も妊婦の経済的な負担を軽減するため、引き続き妊婦健康診査を実施していく。</p>	<p>245,751千円</p>	<p>健康づくり支援課</p>

<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>平成 27 年度こども政策課 (1号認定)・・・給付実績無し 保育課 (2号・3号認定)・・・給付実績無し 平成 28 年度こども政策課 (1号認定)・・・給付実績無し 保育課 (2号・3号認定)・・・19 件 総給付額 64,692 円 平成 29 年度こども政策課 (1号認定)・・・給付実績無し 保育課 (2号・3号認定)・・・19 件 総給付額 114,495 円 平成 30 年度こども政策課 (1号認定)・・・給付実績無し 保育課 (2号・3号認定)・・・20 件 総給付額 130,900 円</p>	<p>幼児教育・保育無償化により、10 月から年収 360 万円未満相当世帯、又は、第 3 子以降の子どもの副食費についても補足給付事務を行う。</p>	<p>1,398 千円</p>	<p>保育課</p>
<p>多様な主体が本制度に参入することを促進する事業</p>	<p>地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業。H27～H30 実績無し。</p>	<p>多様な主体の新規参入については保育の質という点から参入条件等について検討を行う。特別な支援が必要な子どもの受入支援については事業の実施に向け、要綱の制定など準備を進める。</p>	<p>—</p>	<p>保育課</p>